

入職支援金制度について

第1条（目的）

本制度は、新たに入職される職員が新生活を安心して開始し、長期的に活躍することを支援するとともに、病院が必要とする時期に安定的な人材を確保することを目的とする。

第2条（対象者）

1. 本制度の対象者は、以下の条件をすべて満たす者とする。
 - (1) 中途採用者であること
 - (2) 当院ホームページ、直接応募、またはハローワーク（公共職業安定所）経由で応募した者
 - (3) 常勤（勤務制限がない正職員）として採用された者
 - (4) 当院で1年以上継続勤務する意思がある者
 - (5) 採用時に本制度の申請を行った者
2. 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は対象外とする。
 - (1) 新卒採用者
 - (2) 過去に本制度またはこれに類する入職支援金の支給を受けたことがある者
 - (3) 有料人材紹介会社または紹介料・手数料の発生する転職支援サイト等を経由して応募した者
 - (4) その他、本制度の適用が不相当であると病院が判断した者

第3条（対象職種）

医師を除く全職種を対象とする。ただし、前条に定める対象者の条件を満たす者に限る。

第4条（支給額）

支援金の金額は以下の通りとする。なお、本支援金は税法上の給与所得として取り扱い、源泉徴収後の額を支給する。

- (1) 看護師：100,000 円
- (2) 准看護師：50,000 円
- (3) その他の職種：50,000 円

第5条（支給時期および支給条件）

1. 本制度に基づき支払われる支援金は、入職後6ヵ月を経過後の最初に支給される賞与において支給する。
2. 本制度に対する受給資格は、支給日に発生するものとし、支給日前に退職した場合は受給資格を有しない。

第6条（附則）

本制度は、2026年8月1日以降に入職した職員を対象とする。